

令和4年

第1回教育委員会（定例会）会議録

上天草市教育委員会

令和4年 第1回教育委員会（定例会）会議録

期日：令和4年1月20日（木）

開会：午後2時00分

閉会：午後3時20分

場所：上天草市役所松島庁舎3階大会議室

1 会議日程

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 令和3年第14回（12月定例会）の承認について

日程第3 教育長諸般の報告

日程第4 非公開とする審議事項について

日程第5 [議案第1号] 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて

日程第6 [議案第2号] 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて

日程第7 [議案第3号] 令和3年度就学援助の認定について

日程第8 [議案第4号] 令和4年度特別支援学級新設要望が認められなかった

児童生徒について

日程第9 [議案第5号] 教育機関の廃止について

日程第10 [議案第6号] 市議会の議決を経るべき議案について

一部を改正する規則の制定について

日程第12 諸報告

2 出席委員

山下勝一（委員）、瀨崎千賀子（委員）、辻本幸之助（委員）、岩崎宏保（委員）

高倉利孝（教育長）

3 欠席委員

なし

4 議場に出席した者

山下 正（教育部長）、赤瀬耕作（学務課長）、松田真也（教育審議員）、川本宜史（学務課長補佐）、小浦嘉彦（社会教育課長）、渡辺龍也（学務課学務係長）

5 教育長の報告の趣旨、議題及び議事の概要、議題となった動議及び動議を提出した者の氏名、質問又は討論をした者の氏名及びその要旨、議決事項
以下のとおり

開会 午後2時00分

○教育長（高倉利孝君） それでは、出席委員が定足数に達しておりますので、これより令和4年第1回上天草市教育委員会定例会を開会いたします。会議日程はお手元に配布してあります。

日程第1 会議録署名委員の指名について

○教育長（高倉利孝君） 日程第1。会議録署名委員の指名を行います。会議規則第18条第2

項の規定により、本日の会議録署名に濱崎委員及び川本学務課長補佐を指名いたします。よろしくをお願いいたします。

日程第2 令和3年第14回（12月定例会）会議録の承認について

- 教育長（高倉利孝君）** 次に日程第2。「令和3年第14回（12月定例会）会議録の承認について」を議題といたします。皆さんには会議の案内と一緒に配布しておりましたが、何か質疑等がありましたらよろしくをお願いいたします。
- 学務課長補佐（川本宜史君）** 各委員の皆様よりご指摘いただきました文字等の修正につきましては、事務局で修正させていただきますのでよろしくお願いいたします。
- 教育長（高倉利孝君）** よろしいですか。それではお諮りいたします。第14回定例会の教育委員会会議録については承認することにご異議ございませんか。
[「異議ありません」という声あり]
- 教育長（高倉利孝君）** 全員ご異議なしと認め、承認することに決定いたしました。

日程第3 教育長諸般の報告

- 教育長（高倉利孝君）** 資料は議案書1ページに記載しております。この中から大きく2つの項目について報告いたします。まず、12月22日・23日の両日、教育長・校長（第1次）異動面接がございました。本年度末から来年度にかけての人事異動に関する最初の会議でございます。内容としましては、来年度の異動希望を各校長が述べて、それに対して熊本県天草教育事務所の方で了解をするという内容でございます。それから1月18日火曜日、これは教育長・校長（第2次）異動面接がございました。内容は、第1回の異動面接時の異動内容について変更がないかどうか、確認をされる会議でございます。各学校とも一回目の内容についての変更はございませんでした。3回までございますので、2月20日日曜日に、最後の教育長・校長異動面接がございます。これで一応、聞き取りは終わるわけですが、それを基にした素案提示がございます。これは昨年度、例を挙げますと、2月28日日曜日、私が本渡に出向いていただいてまいりました。そして次の日29日の月曜日に臨時教育委員会でその素案を見ていただき、何事もなければ了承いただいてその、内申書を届けるという段階でございますが、本年度はまだ、素案提示の日時は、まだ分かっておりません。昨年度の日付でいきますと、2月28日月曜日が素案提示で私がもらいに行き、翌日の2月29日が臨時教育委員会となります。曜日でいきますと、日・月とありましたので、2月27日の日曜日に素案提示をいただきに行き、2月28日の月曜日に臨時の教育委員会ということになります。どちらかだと思えるのですが、日にちでいくか、曜日でいくか、一応28日の月曜日か火曜日くらいに臨時教育委員会が入るといふ事だけお知らせをしておきたいと思っております。次に2つ目です。全国ラジオ体操コンクール表彰式が12月24日に阿村小学校でございました。阿村小学校の子ども達及び指導にあられた先生方が総務大臣賞を受賞されました。ご存じのとおり阿村小学校は毎朝、ランニングをしてラジオ体操をするという健康づくりに取り組んでおります。それから夏休みは地元の方々も一緒になってのラジオ体操を実施しているということで、そういうのが評価されての総務大臣賞でございました。翌日の熊日新聞には、大きく写真入りで載っております。これからも伝統として引き継いでいきたいという言葉が載せてございました。あと、成人式並びに大矢野総合スポーツ公園グラウンド落成式につきましては、皆さんご出席いただきありがとうございました。以上で教育長の諸般の報告を終わります。

日程第4 非公開とする審議事項について

- 教育長（高倉利孝君）** 次に、日程第4「非公開とする審議事項について」意見を伺います。
日程第5「議案第1号」、日程第6「議案第2号」、日程第7「議案第3号」、日程第8「議案

第4号」及び日程第12 諸報告の第2 「不登校児童・生徒の状況について」、第3 「いじめの状況について」、第4 「教職員の勤務時間管理について」は、プライバシー保護のため、秘密会議といたしますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議ありません」という声あり〕

○教育長（高倉利孝君） 異議なしと認め、「議案第1号」、「議案第2号」、「議案第3号」、「議案第4号」及び諸報告の第2、第3、第4につきましては、秘密会議といたします。

日程第5 議案第1号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて

○教育長（高倉利孝君） それでは、日程第5。議案第1号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて」を議題といたします。この議題は、秘密会議といたします。

※【 議案第1号及び議案第4号は秘密会議の決定により審議内容は非公開 】

※【秘密会議終了】

日程第9 議案第5号 教育機関の廃止について

○教育長（高倉利孝君） それでは、日程第9。議案第5号「教育機関の廃止について」を議題といたします。この議案について、事務局からの説明を求めます。

○学務課長（赤瀬耕作君） 議案書の6ページをお願いいたします。議案第5号「教育機関の廃止について」。教育機関を次のように廃止する。令和4年1月20日提出。上天草市教育長 高倉利孝。1 学校の内、廃止する教育機関の名称は上天草市立維和中学校で、位置は上天草市大矢野町維和1757番地 期日が令和5年3月31日。次に2の学校給食共同調理場の内、廃止する教育機関の名称は維和共同調理場で、位置は上天草市大矢野町維和1680番地、期日が令和5年3月31日としています。次ページをご覧ください。1の趣旨については、第2期上天草市公立学校規模適正化基本計画に基づく学校統合事業により、維和中学校を大矢野中学校に統合するため、維和中学校を廃止するもの。また、これに伴い、学校給食調理場のうち維和共同調理場を廃止し、維和小学校の単独調理場とするもの。2の統合方針及び3学校統合に至るまでの取り組みについては、記載のとおりです。また、今後の取り組みについては、維和中学校・大矢野中学校の学校関係者・PTA役員・教育委員会で構成する、「維和中学校・大矢野中学校学校統合準備委員会（仮）」を設置し、通学路（スクールバス）、学校行事、PTA活動等の検討いたします。また、教育委員会と閉校記念事業実行委員会（仮）で学校閉校に伴う閉校式及び記念事業についての協議を進めます。6ページにお戻りください。提案理由につきましては、第2期上天草市公立学校規模適正化基本計画に基づく学校統合事業において、上天草市立維和中学校と上天草市立大矢野中学校の統合協議が整ったため教育機関を廃止するもので、学校その他の教育機関の設置及び廃止を決定することについては、上天草市教育長に対する事務委任規則第2条第4号の規定により教育委員会に諮る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。説明は以上です。ご審議いただき、ご承認くださいますようよろしくお願いいたします。

○教育長（高倉利孝君） 以上で、事務局からの説明が終わりました。それでは委員さんから、何か質疑がございませんか。

〔「ありません」という声あり〕

○教育長（高倉利孝君） それでは、お諮り致します。議案第5号は、ただ今ご審議いただきましたとおり承認することに、ご異議ございませんか。

〔「異議ありません」という声あり〕

○教育長（高倉利孝君） ご異議なしと認めます。よって本案は、ご審議いただきましたとおり、

承認することに決定しました。

日程第10 議案第6号 市議会の議決と経るべき議案について

○教育長（高倉利孝君） それでは、日程第10。議案第6号「市議会の議決と経るべき議案について」を議題といたします。この議案について、事務局からの説明を求めます。

○学務課長（赤瀬耕作君） 議案書の9ページをお願いいたします。議案第6号「議会の議決を経るべき議案について」。議会の議決を経るべき次の議案に対する意見の申出については原案のとおり了承する。上天草市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について。上天草市立学校設置条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。令和4年1月20日提出。上天草市教育長 高倉利孝。上天草市立学校設置条例の一部を改正する条例、上天草市立学校設置条例（平成16年上天草市条例第166号）の一部を次のように改正する。10ページの新旧対照表をご覧ください。第3条の表上天草市立維和中学校の項を削る。次に、上天草市学校給食共同調理場設置条例の一部改正、上天草市学校給食共同調理場設置条例（平成16年上天草市条例第169号）の一部を次のように改正する。11ページの新旧対照表をご覧ください。第2条の表維和共同調理場の項を削る。この条例2件については、令和5年4月1日から施行を予定しています。12ページの条例案の概要をご覧ください。2の制定改廃の必要性につきましては、第2期上天草市公立学校規模適正化基本計画に基づき、上天草市立維和中学校を廃止し、同校と上天草市立大矢野中学校とを統合するため、関係規定を整備する必要があります。また、これに伴い、学校給食共同調理場のうち維和共同調理場を廃止し、上天草市立維和小学校の単独調理場とする必要があるため、関係条例の規定を併せて整備する必要があります。3の内容につきましては、

（1） 市が設置する中学校のうち上天草市立維和中学校を廃止する。（第3条関係）【本則】

（2） この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（3） 上天草市学校給食共同調理場設置条例の一部改正【附則第2項】

市が設置する学校給食共同調理場のうち維和共同調理場を廃止する。（第2条関係）9ページにお戻りください。提案理由につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく、議会の議決を経るべき議案に対する意見の申出については、上天草市教育長に対する事務委任規則第2条第11号の規定により、教育委員会に諮る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。説明は以上です。ご審議いただき、ご承認くださいますようよろしくお願いいたします。

○教育長（高倉利孝君） 以上で、事務局からの説明が終わりました。それでは委員さんから、何か質疑がございませんか。

〔「ありません」という声あり〕

○教育長（高倉利孝君） それでは、お諮り致します。議案第6号は、ただ今ご審議いただきましたとおり承認することに、ご異議ございませんか。

〔「異議ありません」という声あり〕

○教育長（高倉利孝君） ご異議なしと認めます。よって本案は、ご審議いただきましたとおり、承認することに決定しました。

日程第11 議案第7号 上天草市奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する

規則の制定について

○教育長（高倉利孝君） それでは、日程第11。議案第7号「上天草市奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。この議案について、事務局からの説明を求めます。

○学務課長（赤瀬耕作君） 議案書の13ページをお願いいたします。議案第7号「上天草市

奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」。上天草市奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則を次のように制定することとする。令和4年1月20日提出。上天草市教育長 高倉利孝。上天草市奨学金貸与条例施行規則（平成16年上天草市教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。16ページの新旧対象表をご覧ください。様式第8号を次のように改める。17ページの規則の概要をご覧ください。改正の理由につきましては、平成28年度税制改正において、「特定の学資としての資金の貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税の非課税措置」が創設され、公益法人・学校法人等が実施する、経済的な理由により修学が困難な生徒又は学生に対する無利息等の条件で行われる奨学金貸与事業については、借用証書等に係る印紙税を非課税とすることになった。本市が貸与する奨学金事業についても、文部科学大臣より本制度の適用を受けることができる学資としての資金の貸付けであることの確認を受けたため、借用証書の印紙の添付を不要とするもの。

2 改正の主な内容

奨学金借用証書（様式第8号）中に租税特別措置法第91条の3第2項の規定の適用により、印紙税は課されない旨の記載を行う。（第8条第1項関係）

3 施行日

施行日は、令和4年2月1日からを予定しています。

15ページをご覧ください。提案理由につきましては、平成28年度税制改正において、「特定の学資としての資金の貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税の非課税措置」が創設され、本市の奨学金貸与事業について、文部科学大臣から本制度の適用が認められたことから、借用証書に印紙税が課されない旨を記載する必要があるため、関係様式を改正するもの。

なお、教育委員会規則その他委員会の定める規定を制定及び改廃することについては、同規則第2条第1項第2号の規定により教育委員会に諮る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。説明は以上です。ご審議いただき、ご承認くださいますようよろしくお願い申し上げます。

- 教育長（高倉利孝君） 以上で、事務局からの説明が終わりました。それでは委員さんから、何か質疑がございませんか。
- 委員（辻本幸之助君） 改正後の印紙のこの枠は、要らないのですよね。
- 学務課長（赤瀬耕作君） その件も、検討をしたのですが、これがまだ実質特措法でちょっと期間が限定されて、それがまた延長されたという事なので、いつ変わるかわからないので、様式的には残してあります。
- 教育長（高倉利孝君） 他にございませんか。
[「ありません」という声あり]
- 教育長（高倉利孝君） それでは、お諮り致します。議案第7号は、ただ今ご審議いただきましたとお承認することに、ご異議ございませんか。
[「異議ありません」という声あり]
- 教育長（高倉利孝君） ご異議なしと認めます。よって本案は、ご審議いただきましたとおり、承認することに決定しました。

日程第12 諸報告

- 教育長（高倉利孝君） 次に、日程第14。諸報告に入らせていただきます。まず、報告第1「2月の行事予定について」の説明をお願いします。
- 教育審議員（松田真也君） 資料の19ページをご覧ください。2月の主な行事予定を説明させていただきます。2月1日ですが、熊本県公立高等学校の前期特色選抜になります。それから、2月4日に予定しておりました小規模複式学級担任等の研修会、教良木小学校ですが、これは、コロナ等の状況を勘案しまして、中止というところになっております。今のところは、来

年度教良木小学校でお願いをしたいと考えているところです。それから、8日です。学力充実担当者研修は、今のところは実施の予定です。各学校お一人で、ここの会場です。それから、新大矢野図書館建設安全祈願祭が、その日の予定です。仮称でございます。10日、登立小学校の自主研究発表会。それから、湯島小・中学校、湯島での防災消防ヘリの合同訓練が実施されて、湯島小・中学校のグラウンドを借りて、そこにヘリコプターも降りてくると。少し大きめの輸送用のヘリコプターで降りてくるということで、学校のグラウンドを使った形での実施ということになります。20ページの方にまいりまして、14日が教務主任研修会です。それから、17日が特別支援関係、実務担当者会です。18日が社会教育委員会議。19日が生涯学習発表会。それから、21日が教育委員会議、2月分でございます。23日天皇誕生日の日で、天草パールラインマラソンの第50回大会の記念式典の予定でございます。それから、24日が2月の市内校長会議。24日、25日が公立高等学校の後期の一般選抜1日目、2日目が入っております。25日が上小学校の落成式。それから、特別支援教育の連携協議会。それから、図書館協議会と入っております。28日が市内の人権教育の担当者会議です。コロナのほうがどのぐらいで収まるか、この後、また更にどのぐらい広がるのかというのが分かりませんが、今のところは、各学校から1名ずつの御参加の分を、例えば、この会場でする部分はスペースも確保できるだろうということで、実施予定をしておりますが、また、今後もコロナ次第では変更になっていくものも、イベントも含めて予想されますが、2月の今の時点での予定でございます。以上です。

○教育長（高倉利孝君） 以上で、事務局からの説明が終わりました。それでは委員さんから、何か質疑はございませんか。10日の登立小学校自主研究発表会も発表可能か中止かというのは、まだ話し合っておりませんか。

○教育審議員（松田真也君） 今のところは、実施の予定でございますが、リモートのような形に変更するのは、既に検討されておりまして、まだ正式には決まっております。打合せは、もう一度にはしなくて、分散しての打合せというところは変更になっておりますが、まだ本番については決まっております。

○教育長（高倉利孝君） たしか、この時は学校訪問を兼ねておりますので、委員さんの皆さんには関係があると思って質問をいたしました。

○委員（山下勝一君） 学校訪問ですか。

○教育長（高倉利孝君） 学校訪問が、コロナ禍によりまして、二学期は延期になっておりましたが、自主発表会があるので、それを兼ねてということでしたので、まあ、リモートであれば問題ないと思います。それでは、行事の方はよろしいでしょうか。

○社会教育課長（小浦嘉彦君） 社会教育課の6日の都市対抗熊日駅伝が記載されていますけれども、この熊日駅伝のほうは、23日に、男子・女子ともに例年通り、去年行われました周回コースによって、熊本の運動公園のほうで行われますので、6日のほうは削除していただいでよろしいでしょうか。

○教育長（高倉利孝君） 2月23日ですね。他にございませんか。

〔「ありません」という声あり〕

○教育長（高倉利孝君） 次の報告第2、第3、第4は秘密会議といたします。

※【 報告第2、第3、第4は秘密会議の決定により審議内容は非公開 】

※【秘密会議終了】

○教育長（高倉利孝君） 以上で、予定された諸報告は終わりました。そのほか、事務局からの追加報告等はありませんか。

○社会教育課長（小浦嘉彦君） 資料はございませんので、口頭で説明させていただきます。本日1月20日から新型コロナウイルス感染症に係る上天草市のリスクレベルがレベル4（特別警報）となったことに伴い、社会教育施設の利用制限を本日から行います。まず、学校体育施設につきましては、一般開放を停止します。次に、その他の社会体育施設及び大矢野自然休養村管理センターにつきましては、閉館する時刻を午後10時から午後8時までに短縮します。図書館につきましては、館内の滞在時間を20分までとします。地区公民館につきましては、利用時間の短縮等ではなく、イベント等の自粛をお願いしています。期間につきましては、まん延防止等重点措置の期間が1月21日～2月13日までの予定となっておりますが、期間の延長が考えられることや市のリスクレベルが下がる時期が未定であるため、現段階では解除の期日を設定せず、「当面の間」としています。報告は以上です。

○教育長（高倉利孝君） 今の社会教育施設の利用とかの変更がございましたが、よろしいでしょうか。

〔「異議ありません」という声あり〕

○教育長（高倉利孝君） 他にございませんか。

○委員（岩崎宏保君） 関連して、学校におけるコロナ感染拡大防止の何か対応とかありますか。

○教育審議員（松田真也君） 今日、11時台に、県のほうから通知が参りまして、蔓延防止等の措置適用を受けてのものでございますが、大きくは健康管理マニュアルの全国のレベルの3に対応をした形ということで、準備出来次第、可能な範囲対応をということでしたけれども、地域、あるいは、学校の実情に応じてというのも出ておりますので、その中で可能な分、分散登校、分散授業、日課等の短縮、そういったものができるところで実施をというようなところとか、それから、部活動等につきましては、基本的には、練習試合等を中止、それから、練習も接触のない個人とする範囲のものと勧められております。大会につきましては、公式試合は、まだ中止にはなっておりませんので、参加する学校の判断ということになるかと思えます。今週末のバレーの県大会を心配しているところです。それから、各学校これまでもいろいろとお願いをして、分散授業、それから、ICTの活用、それから、タブレット端末も使えるようにということで準備を進めていただいておりますので、各学校には、そういったところも検討をしていただくこととなります。明日の校長会でも、お話をしていきたいと思えます。もう既に、25人を超えている学校では、この机の上のデスクシールドも含めてしていただいております。市内でも発生しておりますので、そういったところは、もう既にしていただいているところです。あと、卒業式等につきましても、検討を今日しましたので、また明日の校長会議で、昨年度のような形でというところでお話をしていきたいと思っているところです。

○教育長（高倉利孝君） 他にございませんか。

〔「ありません」という声あり〕

○教育長（高倉利孝君） それでは以上で予定された案件はすべて終了いたしました。これをもって、令和4年第1回教育委員会定例会を閉会いたします。お疲れ様でした。

閉会 午後3時20分